

平成30年 3月 吉日

関係各位

甲府市ソフトテニス協会  
会長 原 経光

2018年度甲府市ソフトテニス協会  
公式ホームページへのバナー広告協賛について（お願い）

拝啓 春暖の候 貴団体等におかれましては益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

平素は甲府市ソフトテニス協会の普及活動に御理解・御支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会のホームページは、当協会の約30団体の会員を中心に、ソフトテニス普及活動に使用されております。また、ホームページ上から「ソフトテニスを初めたい」「県外の方から友好を結びたい」などの会員以外からの問い合わせも多くある事から、様々な方に支持をいただいています。何より、大会結果や写真の掲載により、子ども達の励みになっています。

つきましては、このような当協会のホームページの維持強化のため、下記要領にて貴団体等のバナー広告・協賛を賜りたく存じます。上記の趣旨を御理解の上、御厚情を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

## 【広告内容】

- 掲載内容** 甲府市ソフトテニス協会公式ホームページ (<http://kofu-st.com/>) バナー広告  
 広告掲載の位置は、トップページの左及び下部スペースとする。  
 ホームページ閲覧者…年間約600人  
※年齢や性別は幅広く、個人が中心に閲覧  
山梨県内が中心で、関東圏内の閲覧もあり
- 掲載料** 広告掲載料 年額 5,000円 ※3の掲載期間  
※掲載順番につきましては、申込みをいただき決定順に掲載します。
- 掲載期間** 平成30年5月1日～平成31年3月31日 まで  
※次年度からは、4/1～3/31の1年間の予定です。更新については期限2か月前よりご連絡させていただきます。
- 申し込み方法** 別紙「広告掲載申込書」に記載して、事務局までメール若しくは郵送でお申し込み下さい。決定後、ご入金手続となります。

### 【お申込みお問い合わせ先】

〒400-0858 山梨県甲府市相生2-16-2 テレポートビル原4階

甲府市ソフトテニス協会事務局 担当 事務局長 箭本一雄

TEL 090-1054-5206 [kofu-tennis@globe.ocn.ne.jp](mailto:kofu-tennis@globe.ocn.ne.jp) FAX 055-287-6012

申込受付 平成30年3月26日～4月15日

※一定の申込みが集まり次第順次審査を行います。

# 甲府市ソフトテニス協会ホームページ広告掲載要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、甲府市ソフトテニス協会（以下「協会」という。）のホームページに掲載する広告の取扱いについて、甲府市ソフトテニス協会広告掲載要綱（平成29年5月1日施行、以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定める。

## (広告掲載の基準)

第2条 協会ホームページに掲載する広告物は次に掲げる(1)及び(2)に、広告主（以下、広告掲載の申込みを行おうとする者をいう。）が指定したリンク先のホームページの内容は(1)の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 甲府市ソフトテニス協会会広告掲載要綱
- (2) 別表に定める甲府市ソフトテニス協会ホームページ広告掲載基準

## (広告掲載の位置)

第3条 協会ホームページの中の広告掲載の位置は、トップページの左及び下部スペースとする。

## (広告の規格)

第4条 広告掲載の規格（1枠）は、次のとおりとする。

区分	トップページ左下部及びトップページ下部
大きさ（単位：ピクセル）	縦200×横500
形式	G I F（アニメ不可）、J P E G
データ容量	10KB以下

## (広告の募集)

第5条 広告の募集は、協会ホームページ又は広報誌に掲載する等して周知するものとする。

## (広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、原則4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 広告は、広告掲載の開始日の前日の午後5時以降に掲載し、終了日の午後5時をもって削除するものとする。

## (広告の掲載料)

第7条 広告の掲載料は、1枠につき原則次のとおりとする。

広告掲載の位置	掲載料（年額）
トップページ右下部	5,000円

## (広告掲載の申込み)

第8条 広告主は、甲府市ソフトテニス協会ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）、掲載しようとする広告の原稿を添えて、甲府市ソフトテニス協会会長（以下「会長」という。）に申し込むものとする。

## (広告掲載の決定)

第9条 会長は、前条の申込書の提出を受けたときは、速やかに広告掲載の可否を決定するため、甲府市ソフトテニス協会広告審査委員会（以下「審査会」という。）を開催するものとする。この場合において、審査会の開催が困難な場合は、書面をもって開催に代えることができる。

- 2 会長は、前項の審査会の結果を広告主に甲府市ソフトテニス協会ホームページ広告可否決定通知書（様式第2号）をもって通知するものとする。
- 3 会長は、前項の広告掲載の決定をした後の事情変更等により、広告物の内容、デザイン等（以下、「広告物の内容等」という。）が要綱第3条各号に規定する基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

(契約の締結)

第10条 広告掲載可の決定を受けた広告主は、速やかに広告料の納付をおこない、広告が掲載された時に本内容の契約を締結したものとみなす。

(広告物の提出)

第11条 広告物の原稿は、広告主の責任及び負担で作成し、会長が指定する期日までに協会に提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第12条 広告主は、会長の指定する期日までに第7条に規定する広告掲載料に掲載月数を乗じて得た額を協会の指定する方法で一括納付しなければならない。

(広告主の届出義務)

第13条 広告主は、次の各号に該当するときは、甲府市ソフトテニス協会ホームページ広告変更届出書(様式第4号)により速やかに会長に届け出るものとする。

- (1) リンク先のホームページのアドレスを変更するとき
- (2) リンク先のホームページに障害等が発生したとき
- (3) 広告を差し替えるとき
- (4) 広告主の名称、所在地及び連絡先等を変更するとき

(広告掲載の取り消し)

第14条 会長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がない場合
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がない場合
- (3) 広告内容が要綱第3条各号に該当することが判明した場合
- (4) その他、会長が協会ホームページへの広告掲載が適切でないと判断した場合

(広告掲載の取り下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、協会ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により、広告掲載を取り下げようとする場合は、書面により、会長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済の広告掲載料の返還は行わない。

(広告掲載料の返還)

第16条 広告主の責めに帰すことができない事由により広告掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告掲載に係わる契約を解除した翌月以降の納付済み額の総額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる理由により、協会ホームページの運営を一時停止した場合は、還付しないものとする。
  - (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
  - (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
- 4 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

(別表)

## 甲府市ソフトテニス協会ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

- 1 この基準は、甲府市ソフトテニス協会ホームページバナー広告掲載要領第2条第1項第2号に規定する基準を定めるものである。

(広告物の形式)

- 2 掲載する広告物は、バナー広告とする。

(広告の基本原則)

- 3 広告は、公式サイトの評点を損なうことのないよう、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 公正で真実なものであること
  - (2) 品位を保ち、健全な風俗慣習を与えないものであること
  - (3) 児童及び青少年に害する影響を与えないものであること
  - (4) 広告の受けてに不利益をあたえることのないものであること
  - (5) 法令及び社会秩序を遵守したものであること

(禁止表現)

- 4 次の表現を含む広告物は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるため、掲載しない。
  - (1) 「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「キャンセル」などのボタン
  - (2) アラートマーク
  - (3) ラジオボタン
  - (4) テキストボックス（テキスト入力が可能に見えるもの）
  - (5) プルダウンメニュー（下部に選択肢があるように見えるもの）

(甲府市ソフトテニス協会の掲載情報との区分)

- 5 次の表現を含む広告物は、閲覧者が甲府市ソフトテニス協会の掲載情報の一部であるかのように混同するおそれがあるため、掲載しない。
  - (1) 協会ホームページのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの
  - (2) 「スポーツ相談」「スポーツ指導」など、閲覧者が甲府市ソフトテニス協会の事業と誤解しやすいもの

(色調)

- 6 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならないこととする。

(解像度)

- 7 広告物の文字、写真、イラスト等の解像度については適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならないこととする。

(審査会)

8 広告掲載を適正に実施するため、甲府市ソフトテニス協会広告審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 審査会は会長が主宰し、副会長、理事長、事務局長をもって構成する。

(2) 審査会は、次の事項について審査する。

(3) 審査会では、基準に関する事、広告主や広告に関する事、その他広告掲載に関し必要な事項について審査する。

## 広告掲載申込書

(あて先) 甲府市ソフトテニス協会会長

甲府市広告掲載要領第 8 の規定により、関係書類を添えて次のとおり申し込み  
ます。

<b>広告掲載希望者</b>	所在地	〒 -	
	ふりがな 名 称		
	ふりがな 代表者職氏名	(生年月日： 年 月 日)	
	ふりがな 担当者氏名		
	連絡先	TEL	
		FAX	
		Eメール	
業 種			
広告媒体の種類	甲府市ソフトテニス協会ホームページ		
広告掲載の場所 又は位置	甲府市ソフトテニス協会ホームページの指定する位置		
広告掲載の期間 又は回数	平成 30 年 5 月 ～ 平成 31 年 3 月 (11 月間)		
広告掲載料	5,000 円		
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 甲府市ソフトテニス協会の広告関連規定を遵守します。</li> <li>・ 広告掲載が決定したときは、指定された期日までに広告掲載料を支払います。</li> <li>・ 領収書の宛名の希望： _____</li> </ul>		
備 考	バナー広告のリンク先（貴社等）のサイトアドレスを記入してください。URL： _____		

※メールについては、必ず記載をお願いします。

【添付書類及び諸注意等】

- 甲府市ソフトテニス協会ホームページに掲載するバナーがすでにある場合には、それを提出してください。→ メール等でデータをお送り下さい。

※参考条文

(広告の規格)

第4条 広告掲載の規格(1枠)は、次のとおりとする。

区分	トップページ左下部及びトップページ下部
大きさ(単位:ピクセル)	縦200×横500
形式	G I F (アニメ不可)、J P E G
データ容量	10KB以下

掲載決定通知を受理してから作成する場合には、今回掲載しようとするバナーの内容(イメージ)等が分かる資料を提出してください。

※この場合、簡易的デザインになりますので、ご承知おき下さい。

また、複雑なご指示も承ることはできませんので、予めご承知おきください。

記 載 例

バナーの内容(イメージ)等が分かる資料とは・・・

- ・文字情報
- ・画像
- ・色調 など

